

公 告 第 5 8 9 号

令和 8 年 2 月 2 7 日

日本旅行健康保険組合

理事長 喜田 康之

令和 8 年度における平均標準報酬月額公告

健康保険法第 4 7 条の規定による、当組合の令和 7 年 9 月 3 0 日現在における全被保険者の報酬月額を平均した額（平均報酬月額）及び令和 8 年度の平均標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告します。

記

1. 令和 7 年 9 月 3 0 日現在の平均報酬月額 3 4 6 , 7 4 3 円
2. 令和 8 年度における平均標準報酬月額（等級） 3 4 0 , 0 0 0 円（2 4 等級）
3. 適 用 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(注)上記 2. の平均標準報酬月額は、任意継続被保険者の令和 8 年度における上限額として適用されるものです。

以上